解散公告（第一回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

群馬県前橋市本町一丁目五番二号

財団法人前橋市都市整備振興公社

清算人　関口　和敏

解散公告（第一回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

群馬県前橋市千代田町二丁目五番一号

財団法人前橋勤労者総合福祉振興協会

清算人　中野　浩

解散公告（第一回）

当法人は、存立期限の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

群馬県前橋市岩神町一丁目二番一号

財団法人グリーンドーム前橋

清算人　中野　浩

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

群馬県前橋市三俣町二丁目三〇番地一五

財団法人三俣会館

清算人　八木　健二

解散公告（第一回）

当学校法人は、平成二十三年三月三十一日目的たる事業の成功の不能により解散したので、当学校法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

千葉県船橋市習志野台三丁目八番一号

学校法人セシリア学園

清算人　池野　恭子

解散公告（第一回）

当公社は、設立団体である千葉市議会の議決を経、平成二十三年三月三十一日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

千葉市中央区中央二丁目五番一号

千葉市土地開発公社

代表清算人　藤代　謙二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

東京都新宿区市谷田町一丁目一〇番地保健会館新館六階

社団法人全国保健センター連合会

代表清算人　伊藤　雅治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月二十日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十三年三月二十九日神奈川県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

神奈川県茅ヶ崎市南湖一丁目六番一一号

学校法人住野学園

清算人　小川　憲司

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

新潟県新潟市東区有楽一丁目三番一号

牛海道土地区画整理組合

代表清算人　佐藤　富雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月三十一日名古屋市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

名古屋市緑区桶狭間北三丁目一三〇七番地

名古屋市清水山土地区画整理組合

清算人代表　梶野　剛司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十八日開催の理事会並びに評議員会の決議及び平成二十三年三月二十二日文部科学大臣の承認により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

三重県津市一身田町二八一九

財団法人真宗高田派十万人講財団

代表清算人　日野　昭

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月十一日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月二十五日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

滋賀県長浜市高月町松尾六二番地

松尾山生産森林組合

代表清算人　前田宗太郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

大阪市住吉区殿辻二丁目一番三号

特定非営利活動法人自律経済研究所

清算人　前川　武志

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

大阪市北区末広町二―三八

特定非営利活動法人日本文化振興会

清算人　谷郷徹日郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十四日開催の社員総会の決議により平成二十三年三月十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

大阪市北区豊崎五丁目二番二号

特定非営利活動法人薬剤インターネットブック研究会

清算人　松浦　英樹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月十八日開催の第八回理事会及び総会の決議により平成二十三年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

奈良県奈良市法蓮町七五七番地

社団法人平城遷都一三〇〇年記念事業協会

清算人　荒井　正吾

清算人　仲川　元庸

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年四月一日山口県知事の認可を受け解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

山口県美祢市伊佐町伊佐五六七〇番地

美祢下村土地区画整理組合

代表清算人　國弘　進

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

北九州市小倉北区白萩町六番一号福岡県立小倉工業高等学校内　財団法人山田奨学会

代表清算人　遠藤　篤宏